

岡山県 介護生産性向上総合相談センター (ワンストップ窓口) 業務内容 お問合せ受付中

ご利用・相談すべて無料

※機器貸出は一部有料もあります

相談対応

必要に応じて専門家・関係機関を交えた対応が可能

9:00～17:00 (土日祝,年末年始除く)

“業務改善、生産性向上、どこから手をつければ”などなど
まずはお電話ください 086-221-4565

伴走支援

介護現場の業務改善に詳しい専門家と一緒に
改善を進めていきます

出張展示

機器貸出

必要に応じ機器の展示

介護機器のお試し貸し出し

メーカーとの橋渡しをします

セミナー開催

令和6年度は

- ・R6.9/27 「スタートアップセミナーと機器展示」実施
- ・R7.2/17 「伴走支援事例発表会及び機器展示会」予定

セミナーについての詳細は裏面をご覧ください

【お申込み・お問合せ先】

岡山県介護生産性向上総合相談センター

(公益財団法人 介護労働安定センター 岡山支部 内)

〒700-0904 岡山市北区柳町1-1-1 住友生命岡山ビル15階

T E L 086-221-4565 F A X 086-221-4572

E mail : okayama@kaigo-center.or.jp U R L <http://www.kaigo-center.or.jp/shibu/okayama/>



第1回 スタートアップセミナー R6.9月27日実施

- 13:30～14:30 専門家 沖本先生による解説
いま取り組むべき『介護生産性向上』とは何か
何からはじめるかから機器導入等にいたるまでわかりやすく解説
- 14:30～15:30 グループワーク 情報交換 沖本先生によるアドバイス
- 15:30～16:30 展示機器確認 実際の体験もしました

ご参加者さまの声

- ・わかりやすかった、勉強になりました
- ・セミナーの資料もボリュームがあった
- ・スタートアップで取組みを始めるにあたって満足できる内容だった
- ・厚労省のビギナーセミナーも受けているが、違う視点もえられた
- ・生産性向上の加算のことが少しわかった
- ・導入している施設の話を聞けた
- ・きっかけになるポイントがわかった
- ・グループワークでいろいろ話ができた
- ・情報交換でいろいろ教えてもらえた

・機器を試用してわかるようになりました

会場は50名以上の熱気あふれる会でした



次回開催予定 令和7年2月17日（月）

介護生産性向上伴走支援

inピュアリティまきび

『事例発表会』と機器展示同時開催

開催
日時

事例発表会 13:30～15:00 (Webでの後日配信あり)

機器展示会 13:30～16:30

講師
発表者

沖本 崇 氏 と 県下事業所様

お申込みは
こちらから ⇒



ホームページではこの他の情報を掲載しています⇒ <https://okayama-kaigocenter.com>

介護をつなぐ。心をつなげる。

ケアプラン データ連携システム



ケアプランのやりとりを、
紙からデジタルへ。

公益社団法人
国民健康保険中央会

All-Japan Federation of National Health Insurance Organizations

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ケアプランデータ連携システムとは

居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所とのケアプランのやりとりを、オンラインで完結できる仕組みです。



介護分野の生産性向上を図り、いきいきと働ける職場を実現するためには、ICTを介護現場のインフラとして活用することが重要です。

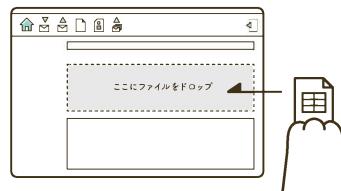
厚生労働省では、事業所間でやりとりされる情報について、データ連携の約束事を「ケアプラン標準仕様」として定めています。

その約束事に従って、異なる介護ソフト同士でも安心してつながれる基盤として、国民健康保険中央会は「ケアプランデータ連携システム」を提供します。

3つのメリット

かんたん

計画書（1表、2表）や提供票データ（6表、7表）といったCSVファイルなどを、ドラッグ＆ドロップするだけで準備完了。郵送やFAXなどの送付の手間から解放。



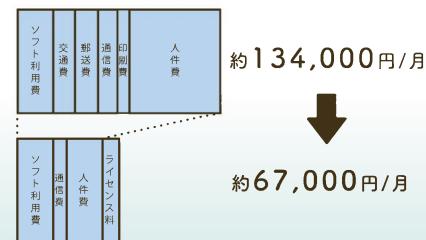
あんしん

記載ミスや書類不備が減り、手戻りが減少。介護報酬請求で使用されているセキュリティ方式を採用し、安全性は万全。導入から運用まで、安心のサポート体制を提供。



さくげん

やりとりにかかる業務時間を約1/3に抑えられる研究結果があります。費用については、ライセンス料21,000円の投資で年間約80万円の削減が見込めます。



（出典：令和2年度老人保健健康促進事業「介護分野の生産性向上に向けたICTの更なる活用に関する調査研究」）

推奨の言葉

「今の時代に、なくてはならないもの」だと思います。
ケアマネジャーの仕事である「モニタリング」は
人が行わなければならないものですが、もう一方の
「給付管理」は効率化が可能な事務作業です。
「給付管理」の時間を短くして、「モニタリング」に
あてれば、ケアマネジメントが非常に豊かになって
いくと思います。



国際医療福祉大学大学院
医療福祉経営専攻
石山 麗子教授



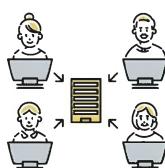
居宅介護支援事業所
株式会社トライドマネジメント
長谷川 徹代表

導入したきっかけは、スタッフの負担を減らし、
利用者さんとの時間を取ってほしかったためです。
システムの操作は、ドラッグ & ドロップと、ワン
クリックだけで利用できます。
介護業界の時代が変わる瞬間で、間違いなく
大きな手段の一つだと思います。

利用開始までの流れ

STEP 0

利用申請前の確認



データ連携する事業所と
システム導入時期を
確認します



ご利用の介護ソフトが
ケアプラン標準仕様に
対応しているか確認します



インターネット接続できる
Windows10以上の
端末を準備します



居宅介護支援事業所と
居宅サービス事業所が
対象です

STEP 1

電子証明書の
インストール



電子証明書の有無・種類を確認
必要に応じて発行申請し
端末にインストールします

STEP 2

ケアプランデータ
連携システムの利用申請



KJではじまる14桁のIDと
有効なパスワードで
システムの利用申請を行います

STEP 3

ケアプランデータ
連携システムのインストール



ケアプランデータ連携システムを
ご利用する端末にシステムを
インストールします

STEP 4

ケアプランデータ
連携システムの利用開始



連携事業所の準備が完了後
ケアプランデータの
送受信を開始します

事前のご確認



パソコン

OS : Windows10 または Windows11 (最新の Windows Update を適用していること)
推奨モニター解像度 : 1366×768 ピクセル以上



ソフトウェア

ブラウザ : Microsoft Edge または Google Chrome
PDF ビューアー : Adobe Acrobat Reader 推奨

よくある質問

Q. ケアプランデータ連携システムを導入するにはどのような準備が必要ですか？

A. 標準仕様に対応した介護ソフトの導入、クライアントソフトと電子証明書のインストール、システム利用申請が必要です。詳細は公式サポートサイト「ケアプランデータ連携システム導入フロー」をご参照ください。

Q. ライセンス料はいくらでしょうか？

A. 1事業所番号ごとに年間21,000円(税込)で、1年ごとに更新申請いただく必要があります。

Q. データ連携できる事業所を教えてください。

A. 福祉・保健・医療の総合情報サイト『WAM NET (ワムネット)』より検索することができます。
<https://www.wam.go.jp/wamappl/kpdrsyst.nsf/top>

公式サイト

詳しいご説明を掲載したサイトをご用意。

使用開始までの手順などを動画つきで解説しています。

ケアプラン ヘルプデスク



<https://www.careplan-renkei-support.jp/index.html>

電話でのお問い合わせ

TEL 0120-584-708

受付時間 9:00～17:00 (土日祝日は除く)

年末年始(12月29日～1月3日)は、お休みさせていただきます。

公式キャラクター
「ケアラー」



2023.09

令和2年1月28日

各介護保険施設

各介護保険サービス事業所 管理者様

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課長

メールアドレスの(新規)、(変更)又は(廃止)登録について

日頃から、介護保険制度の推進にご尽力いただき、厚くお礼を申し上げます。

岡山市では、平成31年4月1日から介護サービス運営に関する情報（市からの各種通知・緊急災害情報・研修開催案内等）を、Eメールで情報提供を実施しています。

*つきましては、メールアドレス等で(新規)、(変更)又は(廃止)があれば、早急に登録メールを送信してください。

1 該当サービス

訪問居宅事業者係

・該当サービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、
居宅療養管理指導、福祉用具貸与、福祉用具購入、居宅介護支援・介護予防支援
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護

・送信先 **ji2_shidou@city.okayama.lg.jp**

通所事業者係

・該当サービス

通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、
看護小規模多機能型居宅介護、通所リハビリテーション

・送信先 **ji3_shidou@city.okayama.lg.jp**

施設係

・該当サービス

短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護、
地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉
施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

・送信先 **ji-shidou@city.okayama.lg.jp**

2 以下の内容をメールで送信してください。

メール件名 サービス名 メールアドレスの登録(新規)、(変更)又は(廃止)

メール本文 1 事業所番号 10 桁

2 事業所名称

3 サービス名

4 電話番号

5 担当者名

(注意)

- ・送信元のメールアドレスが登録されます。
- ・同一の事業所番号で、複数サービスを実施している場合でも、サービスごとに、それぞれメールを送信してください。
- ・予防と総合事業は、別々に登録する必要はありませんが、総合事業だけを実施している場合は、登録する必要があります。

3 登録確認

送信されたメールに対し、事業者指導課から登録確認のメールを返信します。

返信は1週間以内にします。返信がない場合はお手数ですが、メール送信先の担当係に お問い合わせください。

(問い合わせ先)

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課

700-0913 岡山市大供三丁目 1-18 K S B会館 4階

Tel : 086-212-1012 (訪問居宅事業者係)

Tel : 086-212-1013 (通所事業者係)

Tel : 086-212-1014 (施設係)

令和6年度

生活保護法における 介護扶助について

岡山市保健福祉局障害・生活福祉部
生活保護・自立支援課

介護扶助に関するより詳しい内容については、岡山市のホームページに掲載しています
『指定介護機関の手引き』をご覧ください。

岡山市 指定介護機関の手引き

検索 

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000032677.html>



生活保護法における介護扶助について

1 生活保護とは

生活保護とは、病気や事故、その他の理由で、収入がなくなったり、少なくなったりしたとき、最低限度の生活ができるように、国が決めた基準にもとづいて、生活費や医療費などの不足分を援助し、一日も早く自分の力で生活できるように手助けをする制度です。生活保護の制度以外で利用できるもの（能力、資産、他の法律等による給付など）がある場合は、そちらを優先して受けていただく必要があります。

生活保護には、生活保護を受給している人（以下「被保護者」という。）に毎月支払われるもの（生活扶助等）や、各機関に直接支払われるもの（医療扶助等）などいくつかの種類があり、必要に応じて支給されます。各機関に直接支払われるものの一つに「介護扶助」があります。

2 被保護者における介護扶助の実施について

①第1号被保険者（65歳以上の被保護者）

介護保険の第1号被保険者として、介護保険サービス利用時の利用者負担分（1割）が、介護扶助費として国保連を通じて給付されます。

②第2号被保険者（40歳以上65歳未満の被保護者で、医療保険に加入している者）

特定16疾病により介護が必要と認定された場合は、介護保険の第2号被保険者として、介護保険サービス利用時の利用者負担分（1割）が、介護扶助として国保連を通じて給付されます。

③被保険者以外の者（40歳以上65歳未満の被保護者で、医療保険未加入の者）

介護保険の被保険者にはなれませんが、特定16疾病により介護が必要と認定された者（以下「生保単独者」という。）については、介護保険と同内容の介護サービスを生活保護法により受けることができます。この場合、介護サービスに係る費用の全額（10割）が、介護扶助として国保連を通じて給付されます。

なお、生保単独者については、介護保険の適用がなく全額生活保護で給付されることから、他の法律等による給付を優先して受けていただく必要があり、障害者総合支援法に基づく自立支援給付がこれにあたります。

区分	対象者	介護費用負担	
第1号被保険者	65歳以上の者 (生活保護受給者でも被保険者となります)	介護保険 90% (9割)	介護扶助 10% (1割)
第2号被保険者	40歳以上65歳未満の医療保険(社会保険)加入者※で、特定疾病により要介護(要支援)状態の者	介護保険 90% (9割)	介護扶助 10% (1割)
被保険者以外の者	40歳以上65歳未満の医療保険未加入者※で、特定疾病により要介護(要支援)状態の者		介護扶助 100% (10割)

※ 国民健康保険に加入していた場合は、生活保護受給者になることにより、国民健康保険の被保険者から除かれるため被保険者以外の者となります。

3 介護券について

被保護者からの介護扶助の申請に基づき、福祉事務所で介護扶助の決定を行います。

介護扶助の決定にはケアプラン等の写しが必要になります。

介護扶助が決定された場合は、福祉事務所から介護サービスの種類に応じて、介護券が発行されます。

介護券は曆月を単位として発行されますので、介護報酬の請求の際には、福祉事務所から送付した介護券を毎月必ず確認し、介護給付費明細書等に必要事項を正確に転記してください。

なお、被保護者であっても、年金等の収入がある方については自己負担が生じる場合があります。

自己負担額については、介護券の「本人支払額」の欄にてご確認いただくと共に、介護報酬の請求に際しては「公費分本人負担」の欄にその金額を記入のうえ、その額を差し引いた額を国保連あてにご請求ください。

4 生活保護法における指定介護機関の指定等

介護扶助の実施にあたっては、生活保護法の指定を受けた介護機関にこれを委託することにより行われます。(生活保護法第34条の2)。

平成26年7月1日以降、新たに介護機関を開設する事業者につきましては、介護保険法に基づく指定又は開設許可を受ければ、生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定を受けたものとみなされることになりました。

したがって、生活保護法のみなし指定を希望しない介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）につきましては、生活保護法の指定を不要とする旨の申出書を、生活保護・自立支援課にご提出していただく必要があります。

また、平成26年7月1日より前に介護保険法に基づく指定又は開設許可を受けている介護機関で、現在生活保護法の指定を受けていない介護機関が新たに生活保護法による指定を希望する場合につきましては、新たに生活保護法における指定等の手続きが必要となります。

5 指定介護機関等の義務

(1) 介護担当義務

指定介護機関は、厚生労働大臣の定めるところ（指定介護機関介護担当規程）により、懇切丁寧に被保護者の介護を担当しなければならない。（生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第50条第1項）

(2) 介護の方針及び介護の報酬に関する義務

① 指定介護機関の介護の方針及び介護の報酬は、介護保険の介護の方針及び介護の報酬の例によること。

これによることが適当でないときの介護の方針及び介護の報酬は、厚生労働大臣の定めるところ（「生活保護法第54条の2第5項において準用する同法52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬」（昭和12年4月厚生省告示214号））によること。

（生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条第2項）

② 介護の内容及び介護の報酬の請求について市長の審査を受け、市長の行う介護の報酬額の決定に従うこと。（生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第53条第2項）

(3) 指導等に従う義務

① 被保護者の介護について、市長の行う指導に従うこと。(生活保護法第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条第 2 項)

② 介護内容及び介護の報酬請求の適否を調査するため必要があるときは、市長の報告命令に従うこと。

また、市長が職員に当該介護機関に対して行わせる立入り検査に応じること。(生活保護法第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 54 条第 1 項)

(4) 変更等の届出の義務

指定介護機関は、生活保護法施行規則第 14 条及び第 15 条の規定に基づく事由が生じた場合には、所定の用紙により速やかに届出を行うこと。

(5) 標示の義務

指定医療機関等は、生活保護法施行規則第 13 条の規定による標示を、その業務を行う場所の見やすい箇所に掲示すること。(生活保護法施行規則第 13 条)

居宅介護支援計画・要介護認定の変更時には、必ず福祉事務所への連絡をお願いします。

ご不明な点があれば、事前に福祉事務所の担当 CWへ相談をしてください。

※ 指定申請書・変更届書等については岡山市ホームページの次の場所からダウンロードしていただけます。

【様式等ダウンロード場所】

○岡山市トップページ

- > 事業者情報
- > 事業を営んでいる方
- > 生活保護法指定医療機関・介護機関
- > 【様式】生活保護法等に基づく指定医療機関・指定介護機関・指定助産師・指定施術者の変更、廃止、休止、再開または辞退の届出について

(アドレス) <https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000032681.html>

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000032685.html>

指定介護機関介護担当規程

平成 12 年 3 月 31 日 厚生省告示第 191 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条第 1 項の規定により、指定介護機関介護担当規程を次のように定め、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

指定介護機関介護担当規程

（指定介護機関の義務）

第 1 条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、介護を必要とする被保護者（以下「要介護者」という。）の介護を担当しなければならない。

（提供義務）

第 2 条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではならない。

（介護券）

第 3 条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

（援助）

第 4 条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めたときは、速やかに、要介護者が所定の手続をすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

（証明書等の交付）

第 5 条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

（介護記録）

第 6 条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

（帳簿）

第 7 条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から 5 年間保存しなければならない。

（通知）

第 8 条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 一 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。
- 二 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

生活保護法第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定による介護の方針及び介護の報酬

平成 12 年 4 月 19 日 厚生省告示第 214 号
最終改正 令和 2 年 8 月 27 日 厚生労働省告示第 302 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定に基づき、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定による介護の方針及び介護の報酬を次のように定め、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

生活保護法第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定による介護の方針及び介護の報酬

- 一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 127 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第 145 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 二 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 136 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 三 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 9 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 四 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 11 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 五 健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）第 12 条第 3 項第 3 号に規定する入院患者が選定する特別な病室の提供は、行わない。
- 六 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）第 14 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 七 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 135 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第 190 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 八 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 51 条の 3 第 1 項に規定する特定入所者に対しては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額又は同項第 2 号に規定する居住費の基準費用額を超える費用を要する食事又は居室の提供は、行わない。
- 九 介護保険法第 51 条の 3 第 5 項に基づき特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額又は同項第 2 号に規定する居住費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。
- 十 介護保険法第 61 条の 3 第 1 項に規定する特定入所者に対しては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額又は同項第 2 号に規定する滞在費の基準費用額を超える食事又は居室の提供は、行わない。
- 十一 介護保険法第 61 条の 3 第 5 項に基づき特定入所者介護予防サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額又は同項第 2 号に規定する滞在費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。

令和7年2月20日

福祉用具貸与の対象となる体位変換器について（改定）

下表の製品について、令和7年3月1日から福祉用具貸与の対象とすることとしましたのでお知らせいたします。（平成26年度集団指導資料《岡山市で貸与を認めていない商品》の一部、これまでの問い合わせに対する回答の改定）

製品機能、使用目的、使用方法等を再度検討、整理したものですので、同様の形状・機能を有する製品についても原則貸与可能です。

使用の目的が単なる体位保持ではなく、体位変換であることをサービス担当者会議等で確認し、その必要性について隨時検討することは引き続き必要です。なお、不適切な使用が確認された場合は、給付費の返還を求めることがあります。

福祉用具貸与の選定について判断に迷われる場合は、要介護者の症状、介護者の状況、あるいは住宅の状況等、使用される場面と密接に関わるものであるため、介護支援専門員を通じて、ご相談ください。

商品名	TAIS コード
セロリ	00054-000112 00054-000113
ナーセント Ex	00149-000034 000149-000035 00149-000036 000149-000037 00149-000038 000149-000039
おむみん	01505-000001 01505-000002 01505-000003 01505-000004 01505-000005
バナナターン	00170-000682 00170-000683 00170-000684
スネーククッション	00245-000102
ロンボポジショニングクッション	00245-000152 00245-000154 00245-000232 00245-000233 00245-000234 00245-000245
M-able クッション	01908-000001 01908-000003 01908-000005 01908-000007 01908-000009 01908-000011 01908-000036

【参考】関係告示・通知等

- 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目
(平成11年3月31日厚生省告示第93号)
6 体位変換器

空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限り、体位の保持のみを目的とするものを除く。
- 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて(平成12年1月31日老企第34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
(6) 体位変換器

貸与告示第6項に掲げる「体位変換器」とは、空気パッド等を身体の下に挿入してこ、空気圧、その他の動力を用いることにより、仰臥位から側臥位又は座位への体位の変換を容易に行うことができるものをいう。ただし、専ら体位を保持するためのものは除かれる。
- 平成14年3月28日付事務連絡「運営基準等に係るQ&Aについて」
V 福祉用具貸与

【福祉用具貸与の対象となる体位変換器】

福祉用具貸与の対象となる体位変換器について、「専ら体位を保持するためのものは除かれる」とあるが、これは、体位の保持にも用いることができ、かつ、身体の下に挿入することが容易にできるような工夫を施す等により、体位の変換が容易にできるようになるものを排除するものではないと解してよいか。

(答) 当該ただし書きは、まくら、座布団等、通常専ら就寝や安息のための用途に供されるものを除外する趣旨である。従って、使用法によっては体位の保持の機能を持つものであっても、身体の下への挿入が容易で、かつ、挿入後も形態が崩れないなど体位の変換に容易に活用できるものであれば、対象となる。

<問合せ先>

岡山市保健福祉局高齢福祉部介護保険課管理係
〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1番1号
電話: 086-803-1240

マイナ保険証への移行に伴う要介護認定事務等における医療保険の 加入関係の確認方法について

令和7年2月20日
介護保険課

- 令和6年12月2日以降、従来の健康保険証発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しています。
- 移行に伴い、これまで介護保険の第二号被保険者が「①要介護認定等を受けようとする場合 及び ②被保険者証の交付を受けようとする場合 の「医療保険資格情報の確認」は、下表に基づき、本市が行います。
- 確認の結果、医療保険資格情報の確認ができない場合には、申請者等へ再度確認を行います。

申請者等の状況	窓口等での確認
マイナ保険証を保有している	<ul style="list-style-type: none">・マイナ保険証の掲示を求め、申請書に記載された個人番号（マイナンバー）の整合性を確認する。（写しの添付は不要）
マイナ保険証を保有していない（掲示できない場合を含む）	<ul style="list-style-type: none">・現行の健康保険証が利用可能な期間である場合、有効な健康保険証を確認する。・資格情報のお知らせ等において確認する。・郵送による申請の場合、マイナ保険証または資格情報のお知らせ等の写しの添付が必要。